

「地域統括相談支援センター」
設置状況に関する電話調査

多くは地域統括相談支援センターの「役割」必要性認識

2011～13年度未設置都道府県電話調査

がんに関する相談だけでなく、就労や介護、税、法律など、がん患者・家族の方々が日々の暮らしの中で直面する様々な悩みの解消を図る——そんな「役割」の必要性を多くの自治体が感じていることが、公益財団法人日本対がん協会が実施した自治体への電話調査で分かった。その実現をめざして、厚生労働省の「地域統括相談支援センター事業」を進める自治体もあれば、別の政策によって「役割」を担う組織を作ったところもあった。一方で、がん診療連携拠点病院のがん相談支援センターなど、既存の仕組みを拡充して対応しようとする自治体も目立った。

厚労省は、拠点病院のがん相談支援センターや、就労、介護、法律など様々な相談窓口の連携を密にすることなどを目的に 2011 年度、「地域統括相談支援センター事業」を始めた。設置した都道府県に、その予算の 2 分の 1 を助成する制度(2 分の 1 は都道府県が負担)で、厚労省の資料によると、13 年度までに全国 9 自治体が設置している。

規模の大小はあるものの、いずれも、がん患者・家族の方々の相談を受けるだけでなく、他の相談窓口との連携を図ったり、相談業務に携わろうとする人材を育成したりするなど、相談の支援活動にあたっている。

働く世代のがん、さらに増加が確実な高齢世代のがんなど、近年、がん患者・家族の方々を取り巻く多くの課題が浮き彫りになる中、地域統括相談支援センターの役割はさらに重要性を増しているとみられる。厚労省は 14 年 6 月、すでに設置されている地域統括相談支援センターの活動の活発化と、まだ設置されていない地域への普及を主目的として「がんと診断された時からの相談支援事業」を対がん協会に委託した。

対がん協会では、地域統括相談支援センターの普及を図るには未設置自治体の考えや取り組みを知る必要があると判断。厚労省の資料で 11～13 年度に設置したことが確認された 9 県を除く 38 都道府県を対象に、15 年 2 月から 3 月にかけて独自に電話で各自治体の担当部局に設置状況などを尋ねた。

その結果、多くの自治体では、拠点病院のがん相談支援センターはじめ、就労や介護など各種の相談窓口同士の連携や、ピサポーターなど相談に携わる人材の育成など、厚労省が地域統括相談支援センター事業創設に際して検討した役割の必要性を感じていた。

とくに国が進める税と社会保障の一体改革の考えに沿うような形で、「病気と共存しながら、生活の質(QOL)の維持・向上を図っていく必要性」が高まる医療ニーズと、「医療ニーズを併せ持つ重度の要介護者や認知症高齢者が増加する」のに対応した介護ニーズの

連携を視野に入れた中で、がん患者・家族の方々への対応を検討しているところもあった。

こうした役割を担う組織を設けている自治体も少なからず存在した。例えば島根県では14年度に「患者・家族サポートセンター」を島根大学病院に委託して設置。京都府では「京都府がん総合相談支援センター」を民間に委託して13年夏に設けている。

ただ、島根、京都両府県とも、設置にあたって、「地域統括相談支援センター事業」とは別の事業による補助金を受けている。京都府では設置当初の基金が13年度で終了したため14年度からは別の事業の補助金で運営している。島根県では、当面は現在の事業で進めるものの、その事業の期限が切れた以降の予算について、地域統括相談支援センター事業で進めるかどうか、今後検討したい、という。

また佐賀県は15年度に地域統括相談支援センターを設置することを検討していると回答した。開設の日時はまだ具体的には決まっていないものの、14年秋から設置について検討を重ね、15年度の当初予算に計上した。外部に委託して運営する方針だという。

同県のように地域統括相談支援センターの設置を進める自治体がある一方で、既存の組織を拡充して、「役割」を担っていこうとしている自治体もあった。その方法として自治体側は「拠点病院のがん相談支援センターや、がんサロンやNPO法人などにおけるピアサポーターの活動の拡充を図りたい」などと説明している。この傾向は、拠点病院をはじめ、医療機関の数が相対的に多い地域に特徴的だった。

今回の電話調査は14年度に地域統括相談支援センターを設置した自治体を把握することが目的だった。質問に対する自治体側の返事への再質問といったやりとりに自治体ごとに違いがあったため、今回の報告書では、「未設置の理由の一覧表」といった形での紹介は不相当だと判断し、掲載しなかった。

今回の電話調査に対し、地域統括相談支援センター事業のことを「知らない」とか、「知らなかった」と回答したところもあった。周知を図る意味でも、15年度には、地域統括相談支援センター事業について改めて説明しつつ、質問紙を作成して調査することが必要だと思われる。